

# 全 仏

3 / 56



## 家庭即ち道場

▽家庭禅話の中に「家庭即ち道場」という教えがある。▽人として家庭を持たぬ者はない。苦も楽も、地獄も極楽も、その多くは家庭の如何によつてかもし出されている。

▽将来、社会のために大活動をする根拠は、日頃の家庭生活にあることはいうまでもない。▽彼の孟母が、子の孟子の教育に心を痛め、家が墓地に近いため葬式のまねばかり、住居を市街に移すと商人のまねばかり、そこで学校の近くに移った。ここでは学事に模倣し、良風美俗になじんだので、母はここを永住の地と定めた。(孟母三遷の教え)

▽暴走族、校内暴力などの非行が大きなニュースとなる。▽「三離四走」の一は家を離れることだが、それがオートバイ、暴力に走る。▽今さらながら「家庭即ち道場」の先師の教えを実践しなくてはならない。

## 火渡り祭

(高尾山)

解説八巻に

# 全日仏 理事会、評議員会

## 共通議案、合同で開く

全日本仏教会では、新年度の事業計画などのため、二月六日午後一時より、京都ホテルにおいて、定例の理事会・評議員会を開催し、予算案、税制委員会設置などの議案を慎重に審議した。なお、理事会・評議員会は両会共通議案、ならびに報告事項のため合同で進行した。

鮎淵理事長、日野事務総長挨拶のあと



共通議案のため合同で開かれた理事会、評議員会

「税制委員会設置に就て」  
担当局長、部長より事務局案を説明し原案通り承認。  
議案第五号  
議案第五号  
「人事に就て」  
担当局長、部長より説明し、新評議員を了承。また評議員会で理事を選出、理事会で常務理事を選出し承認。全仏の総務局長交代を了承。

新評議員、理事（○印）常務理事（◎印）は次のとおり。一敬称略順不同一  
勝森恵浄（妙見）○橋本隆臣（御室）  
高山有進、◎久保笙太清（豊山）◎小沢照禧（智山）鈴木靈孝（浄土）小滝了信  
○広田豊柳（本派）◎五辻美誠、○本間義博、細川信元、藤原俊、木越樹、古川智徳（大派）田中瑞樹（融通）◎塩田義朗、加藤海晃、巽寿円（日蓮）松久保秀胤（法相）

小西日静仮議長（兵庫県仏）のもとに、理事会は、議長に鮎淵理事長、議事録署名委員に塩入飛達（聖観音宗）、長谷川壺信（念法真教）の両師を選出。評議員会は、議長に前田孝道師（和歌山県仏）議事録署名委員に来山泰龍（妙心寺派）大竹明彦（曹洞宗）の両師を選出し、上程された議案の審議に入った。  
議案第一号「昭和五十六年度事業計画案について」  
担当局長、部長より事務局案を説明し原案通り承認。（別掲）  
議案第二号「昭和五十六年度歳入歳出予算案について」  
担当局長、部長より事務局案を説明し質疑応答のあと承認。  
議案第三号「ルンビニ一開発推進のための仏教徒一ドル募金について」  
担当局長、部長より説明し、現地視察の後に委員会を開催し具体案を提示するとして承認。

事務総局の総務局長交代（共に日蓮）  
加藤海晃 退任一豊田英世 新任  
議案第六号「鳥取県仏再加盟について」  
担当局長、部長より経緯、概要を説明し承認。

### 機構改革特別委など

#### 四委員会の現況報告

報告事項一「機構改革特別委員会現況報告について」

豊田副委員長より答申書を理事長に手渡し、五月の理事会までに、全仏事務局にて検討し理事会に提案するよう指示された。主な点は、会長推戴方法の変更、常務理事の登記（理事の権限、職務は現行通り）、事務総局人事の内規、理事会・常務理事会の委任状・委任者・代理人についての細則、事業計画の見直しなどの事が答申され、寄付行為の改正についても改正案を添えて答申された。

報告事項二「ルンビニ一復興準備委員会報告について」  
ルンビニ一復興推進については、全仏特派の加藤海晃師（前総務局長）がメバールより帰国した時点で、準備委員中から企画委員を選び具体化する方針。また十一月頃にルンビニ一視察全仏代表団を派遣して実動に移る予定である。

報告事項三「同和特別委員会報告について」  
報告委員として橋了法師（大谷派）が出席し、先ず同和問題解決への取り組みなとして、もはや日本における宗教、就中仏教たり得ない、との委員会確認が報告され、その一環としての「特別措置法」強化改正に向け仏教会一丸となって協力すべきであるとの要請がなされた。

報告事項四「全仏センター建設準備委員会報告について」  
昨年七月に準備委員会開催以来、様々な意見を頂き、全仏センター建設を前提として推進して行く。また現事務所は契約切れとなるため、移転についても報告し了承を得た。

# 事業計画、同和問題推進など

昭和五十六年の事業計画ならびに歳入歳出予算は、評議員会・理事会において事務局原案が承認された。

事業計画 別掲の通りほぼ前年を踏襲しているが、特に同和の推進、時局対策に積極的な取り組みを行なう。また税制委員会の設置、全仏センター準備委員会、ルンビニー準備委員会もそれぞれに検討される。

全仏大会、仏教文化会議の開催、県仏の組織強化に力が注がれる他、国際交流をすすめる、WFBと連絡提携やルンビニー復興に協力していく。

歳入歳出予算 加盟宗派負担金算定方式変更などに伴い、五百万余増の六千六百八十万円の予算。時局部設置による人件費、郵送料値上による通信費、一項目加わった同和推進費、発送費値上げの機関紙発行費などが増額となっているが、日宗連年番の共通事項処弁費、本年度はWFB大会が無いためのWFB関係費などが減額となっている。

## 各局の計画内容

### 総務局

基本目標 本会寄付行為第五条により各種の事業遂行に必要な措置を講ずる。

実施項目①諸官庁および関係諸団体との

### 組織局

基本目標 本会寄付行為第五条の事業目的たる仏教運動の実践および育成を主にし、時代に即応した全一仏教運動を強く推進するとともに構成団体の一層の強化と団結を期するため下記の事業を実施する。

実施項目①加盟団体との連絡提携の強化  
②第二十八回全日本仏教徒会議（各種代表者会議）の開催  
③未加盟団体の加盟促進  
④ブロック別各県代表者会議の開催  
⑤同和の推進をはかる  
⑥過年度採択事項の実施（担当事項）

### 国際文化局

基本目標 本会の寄付行為第五条の事業目的たる世界各国のWFBセンターおよび仏教諸団体との連絡、文化交流を中核として仏教による国際親善と世界平和の実現を期する。また、仏教運動の総合的企画促進、各種仏教運動の実践育成ならびに広報活動を活発に行うことにより全一仏教運動の促進をはかる

実施項目①WFB関係  
国際部

(イ) 本部で決議された事項の実施、特にルンビニー復興計画への協力

(ロ) WFB第十四回インドネシア大会、WFB執行委員会ユネスコ会議等への出席および代表派遣

(ハ) その他必要な事項

(ニ) 国際仏教交流関係

(イ) 臨時に行なわれる国際会議または巡拝団等への代表派遣

(ロ) 訪日仏教徒の歓迎接待

(ハ) 在日各国公館と連絡折衝

## 宗務総長会も開かる

事業計画などを具申



評議員会に先だって開かれた総長会

(二) 各国の天災、戦災等に対する救援活動

(ホ) その他必要な事項

③過年度採択事項の実施（担当事項）

文化局

実施項目①機関紙「全仏」の発行と普及

②日本仏教文化会議の企画および開催

③各種教化資料の作成と普及

④広報宣伝に関する事項

⑤過年度採択事項の実施（担当事項）

理事会・評議員会に先だち、同日午前十時より京都ホテルにおいて宗務総長会議が開催され、鶴淵理事長、日野総長が挨拶したあと議事に入った。

一、昭和五十六年度全仏事業計画について

一、昭和五十六年度全仏予算案を理事会、評議員会で御決定頂く前に御意見をうけたまわる件

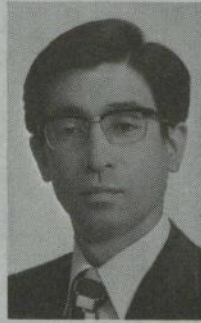
一、ルンビニー園視察に伴う、宗派代表派遣に関する件、ならびにルンビニー開発仏教徒一人一ドル募金の件

これらの議題について、事業計画では時局対策と同和推進について特に話し合われた他に、予算では県仏の算定、全仏の事務局移転もとりあげられた。

また、ルンビニーの件では、現地視察や一ドル募金について、その他に税制問題等についても質疑応答がなされた。

# 宗教法人の税制問題

## 収益事業の範囲拡大



長谷川氏

顧問弁護士 長谷川 正浩

各宿坊等では一八〇〇円から五〇〇〇円くらいの料金を受け取っているようですから、これからはほとんどの宿坊が収益事業とされて課税対象となるわけです。

### 不動産の貸付け

第二は、不動産貸付業についてです。今までは、国や地方公共団体等と並んで、公益法人に不動産を貸付けた場合には、収益事業とはされませんでした。しかし、これからは、公益法人に貸付けた場合にも収益事業とされることとなります。周知のように現在、宗教法人立の幼稚園や保育園を、学校法人や社会福祉法人にしようという行政指導が、当局によってなされています。これに従って寺院の幼稚園や保育園が、学校法人や社会福祉法人となって寺院から独立した場合、その幼稚園や保育園は、寺院からその敷地や施設を借りなければなりません。寺院が、これら敷地等を貸す行為は、収益事業として課税の対象となります。

### 新たに着物貸付業

第三は、収益事業に、あらたに着物貸付業が加えられました。

今まで全日仏を含めて、宗教界は、何が適正な課税かということをも、積極的に追求することなく、課税庁側から調査されるのを嫌って、収益事業部門を営利法人に独立させて、いわば護りの姿勢を堅持してきた感があります。しかし、これでは、つぎのような事態に対応し切れないことは明らかです。最近、犬猫の供養について、ある寺院が、不特定多数の者を対象として、火葬料、供養料、納骨料をそれぞれ受領している場合が問題となりました。国税庁はつぎの二つの理由で右の全てを収益事業として課税の対象としているようです。一つは、家畜の骨は単なる物品と解されるので、納骨にかかる事業は、倉庫業に該当する。二つは、火葬及び供養は、納骨にかかる事業に附随する行為とする、というものです。これでは「六道輪廻」や「供養」を全く理解していないといふこととまらず人形供養、針供養、水子供養、はては、納骨堂や墳墓地貸付までもが、収益事業になりかねません。民法上は、人形、針はいうに及ぼす、水子、人骨も物品といわゆるを得ないからです。これでは、宗教事業

そのものを収益事業というに等しいこととなり、宗教法人は営利法人と何らかわりのないことになってしまいう。全日仏では、昨年来、数次の税務懇談会がもたれました。そこでは、宗教法人の税務について、長期的な展望をもって、何が宗教法人に対しての適正な課税なのかを検討する必要が強調されました。これをうけて、去る二月六日、京都で行なわれた、評議員会・理事会で、今年度から専門委員会として正式に税制委員会が全日仏に設置されることになりました。今後、この税制委員会では、つぎのような方向で検討される必要があるかどうかと思われます。

宗教法人のおこなう事業は、(1)宗教事業、(2)宗教事業に附随する事業、(3)公益事業、(4)公益事業に附随する事業、(5)収益事業、の五つに分けられます。このうち、(5)は課税対象となり、(1)(3)は課税対象にならないことについては問題がありません。問題は、課税庁側が、(2)や(4)についても、すべて課税対象にしようと考えているかのように思われることです。これら附随事業を課税の対象にすることは、宗教事業、公益事業を課税の対象とすること、何ら変わりがありません。宿坊を経営したり、教誌や経本を発行、販売することは、宗教事業を行なうことと、不可欠であり、教材を販売することとはまた、幼稚園経営に欠かせないものです。また、かつて宗教法人が公益事業としておこなっていた、幼稚園等の経営を、当局の行政指導に従って、学校法人

### 宿坊も課税対象に

収益事業の範囲拡大は、宗教法人に対して、次のような内容となっております。第一は、今までは、簡易宿泊所営業はすべて収益事業から除外されていましたがこれからは、宿泊料が一〇〇〇円(二食付では一五〇〇円)を越えるときは、全て収益事業にするというものです。現在

等にした結果、学校法人等になった幼稚園にその敷地を貸すことになって、その公益性は国や地方公共団体に不動産を貸し付けることに比較して、何ら劣らないうべきです。

これらの点について、積極的に理論展開をするともに、課税庁側に対しても宗教界の理解を深めさせる為、啓蒙活

# 全仏に「税制委員会」

問題対処  
の経緯

昨年九月、自由民主党政務調査会・税務調査会より、昭和五十六年度税制改正の審議を行うに際し、その資料として全日本仏教会の意見を伺いたいとの要望があり、十月九日に税制問題緊急懇談会を開催した。神野真一組織専門委員長、白川良純文化専門委員、長谷川正浩弁護士、羽生雅則弁護士

この席上で、①収益事業に附随する行為について、②供養の考え方、の二点について話し合われた。

また、自民党税制調査会には、次の二点を要望書として提出した。

一、御守り、御札、おみくじ、卒塔婆など、それ自体が崇敬の対象となるような物品の頒布について、物品販売業として収益に該当するようなことのないようお願いします。

一、収益事業に附随する行為（動物の火葬、納骨にかかわる供養の行為）を収益事業としないで下さい。

なお、要望書と同時に「仏教における供養の意義と精神について」の小冊子を

動を怠らないことが、全日仏に要求されていると思います。

原稿をお願いしました長谷川正浩  
弁護士は、高野先生に代りまして、  
全仏の顧問弁護士となりました。

作り、課税庁側を啓蒙することになりました。

その後「公益法人の収益事業の範囲の改正について、①旅館業、②不動産貸付業の二点が問題となり、全仏としては大変大きな事ですので、各宗より推薦をいただき、また学識経験者をまじえ、昨年十二月に税務対策懇談会を開きました。これにつきましては、長谷川先生の文を参照して下さい。

この時点で次の問題点が明らかにされたのです。

◎宗教法人の税制については、既得権のことにつき、守るのみでよいのだろうか。

◎宗教法人の税制は、今後、長期的展望で、宗教法人本来の活動を阻害されないよう努力すべきである。

以上のような経緯から、本年二月六日の理事会、評議員会において、長期的に宗教法人の税務について考えていくという事で、「税制委員会」の設置が承認されました。

組織部

## 花まつりポスター

\* 4月8日はお釈迦さまのお誕生日  
花まつり



|| 広く統一してご利用下さい ||

花まつりの行事は年々盛大に行なわれていますが、さらに全国的に浸透せしめるため、全日本仏教会では写真のような統一したポスターを作成、広くご利用頂けるよう頒布しております。明るい春の野に静かに立って、天と地をさすお釈迦さまの姿は、見る人の心に安らぎを与えることと思います。左記の要領にて頒布いたしますので各県仏、郡市仏、各寺院、幼稚園、保育園などで広くご利用下さい。

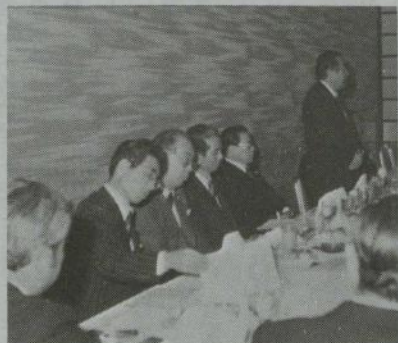
◎サイズ 七四センチ×五二センチ  
◎定価 一枚 百円  
送料実費  
◎申込先 東京都港区芝公園四一七一  
一十三 全日本仏教会文  
化部花まつり係  
※送付に時間のかかることもありま  
すので、お早めにお申込み下さい。毎  
年ギリギリの申込みで四月八日に間に  
合わないことがありますので……。

# 文化財保護で 自民党と懇談

## 保存・修理の充実など

仏教文化財の保護については、全仏に  
対して、加盟諸団体、関係者から、より  
一層の取り組みを要望されて今日に至っ  
ている。事務総局としても、現在、関係  
の皆様の要望に対して、いかに応えるか  
を模索中であり、先きの衆参両院の議員  
推薦にあたっては、本会として文化財保  
護を重点項目として、関係議員に訴えて  
きた。

特に今回、昭和五十六年度の国家予算



挨拶する田村党組織委員長

の編成時期にあたり、事務総局では理事  
長名で、別記のごとく、文化財保護につ  
いての要望書を、政府与党に提出した。

更に全仏では、一月二十三日午後一時  
より、東京ヒルトンホテルにて、全仏理  
事長、各宗務総長が出席し、自民党组  
織委員長、各議員（文教局）等と懇談会  
を開催した。

この会では、文化財保護に関する全仏  
の要望を伝えるとともに、税制問題、宗  
教教育問題などを含め、幅広く全仏の当  
面する問題について懇談の機会を得た。

席上説明を受けた昭和五十六年度文化  
財保護関係の予算（案）は以下の通りで  
ある。

一、国宝、重要文化財等の保存

総額 六七億九百拾四万円

① 国宝、重要文化財等の保存事業補助  
イ、修理・防災事業等

△建造物 三八億四千二拾一万円

△美術工芸品

二億七千二百九拾三万円

△伝統的建造物 二億二百七拾万円

ロ、管理事業

二億一千一百八拾一万円  
二、国宝、重要文化財等買上付

十九億八千五百五拾八万円

三、国有文化財保存等

二億四千七百八拾万円

【懇談会出席者】

（全仏側） 鶴淵正浩理事長、武田齋彦

浄土宗宗務総長、塩田義朗日蓮宗宗務総

長、後藤純一妙心寺派宗務総長、小沢照

禧智山派宗務総長、渡辺直大谷派東京出

張所、杜多信雄天台宗庶務部長、吉田俊

誉豊山派教化部長、奥田行朗黄檗宗東京

出張所長

（政府・与党側） 田村元自民党組織委

員長、船田元党文教局次長、奥田幹生党

文教局次長、白井日出男党文教局次長、

吹田愧党文教局次長、藤井啓男党予算

専門調査員、山中昌裕文化庁文化財保護

部長、神山正文化庁長官官房会計課長。

### 財政措置を要望

国宝、重要文化財の修理、管理、防災  
事業の充実について（要望）

財団法人 全日本仏教会

理事長 鶴淵正浩

自由民主党 文教部 会 殿

文教制度調査会

国宝、重要文化財は、我が国の歴史文  
化の正しい理解のために欠くことの出来  
ないものであり、細心の注意をもって修  
理、管理、防災等に努め、子孫に永く伝  
えるべき貴重な文化遺産であります。

私ども所有者は、その自覚のもとに保  
存管理に日夜苦心を重ねておりますが、

窮迫した財政状態等により、保存に必要  
な措置を講ずることが困難となっており  
このままでは文化財保護に問題を生ずる  
おそれがあります。

私どもも文化財所有者の立場から最善  
の努力を傾けておりますが、国において  
も文化財の保存管理事業の充実をめざし  
次のように財政措置を講ぜられるよう切  
に要望いたします。

記

◎ 国宝、重要文化財等保護対策の充実

・ 国宝、重要文化財の修理・防災の充実  
要求額 四十一億九千九百万円

・ 伝統的建造物群の整備充実

要求額 二億四千九百万円

・ 文化財保存施設の整備

要求額 三億六千八百万円

### 寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (841) 4965

# 強化改正への協力を確認

## 同和特別委員会(七～九回)

### 第七回

第七回同和特別委員会は、十二月十九日、午後一時より、京都・大谷派宗務所会議室において開催され、同和对策事業特別措置法」の強化改正への協力について討議された。

同法の十年の時限後、三年の延長が決定したが、有効期間も一年余となり、その強化改正に対して、どのように協力できるか協議され、

①特別措置法強化改正の依頼があった場合、それは可能か。

②機関紙などに於て呼びかけることが可能か。

### ③署名運動などについて可能か。

との、三点に確認事項をしほり、各宗派がその項目ごとに可能かどうかを次回に報告することになった。

【出席者】連池瑞旭、浜田義昭、土屋孝喜、岸融証、橋了法、朽木明暁、高山宥進、吉田俊賢、北村章道、久保井恭彦、善村一観、松本健雄、高野一能、馬場修任

### 第八回

第八回同和特別委員会は、一月十六日午後三時より、東京・明照会館会議室において開かれ、前回要請事項の確認が協議された。

私立医大の「違反寄付」が大きな社会問題となっており、また、千葉県知事の念書問題も寄付の範囲に入るでしょう。

寺院にしても、本堂再建や山門新築

### 寄付

ルンビニー復興のため「ドル募金」がWFBのブーン会長によってアピールされ、日本でも基金勧募が行なわれている。

ルンビニーは釈尊聖地として、そのスケールも大きく、復興計画も数十億というものと聞いている。

など、様々な面で檀信徒に寄付をお願いするわけですが、これも最近はスムーズに集まるとは限らないようです。

A寺では、多額の寄付をいわれた檀信徒が、住職のリコール運動のために

まず、①の特別措置法強化改正への協力については、各宗派とも協力することが確認され、②③については、すでに積極的な宗派もあり、それ以外の宗派も相互連絡をとりあい取り組むことが確認された。

次に、委員長の選出について協議されたが、年度がわりで委員の交代も考えられるので三月ということになった。

【出席者】朽木明暁、吉田俊賢、竹田英宣、高山宥進、小泉宗和、連池瑞旭、高野一能、久保井恭彦、近藤玄鶴、堀井隆俊、三宮義信、松藤誠哲、松本健雄

### 第九回

第九回同和特別委員会は、二月五日午後一時半より、京都・大谷派宗務所会議室において、次の事項について討議された。

一、確認糾弾会の報告、一月十九日に署名を集めるなど騒然とした空気がなったり、B寺では寄付したお金を返せ

といった問題になった例もある。

寺院への寄付についての声を説き新

聞(二月二十二日)よりみてみよう。

Cさん「お寺の建て直しに、貧富を問わず、強制的に二十万の寄付。『貧乏人の心、坊さん知らず』と、高級車に乗る住職に疑問を感じるばかりだ。Dさん「本堂再建に寄付したが『微力ながら役立った』と満足。寄付は本来、人の善意から生まれるもので、そうでなければ価値がない。」

大阪解放センターで行なわれた、町田前理事長、曹洞宗、全仏に対する第一回目の確認糾弾会の報告が事務局からなされたが、今回の糾弾は日本の仏教界に対するものであるとの確認が行なわれ、各宗の回答書を次回委員会に配布することになった。

一、特別措置法強化改正の協力依頼についてこの件については前委員会で協力の確認がとられているが、新たにこの委員会が主となり一五社連合(東、西、キリスト教、天理教、立正佼成会)とは別に強化改正にむけて行動することが決定し、その一環として二月～三月に集会を行うことになった。

一、委員長(報告委員)の選出について委員長については前回の委員会とおりとし、理事会・評議員会には、橋委員(大谷派)が報告委員として出席することになった。

【出席者】橋了法、善村一観、藤田慈善、連池瑞旭、山北光彦、近藤玄鶴、高山宥進、松本健雄、久保井恭彦、朽木明暁、三宮義信

### 難民救済寄金

愛知県仏教会 五〇、〇〇〇円  
名古屋市仏教会 二、四三五、〇三九円

### 弔 悼

高橋 良暢師(全仏評議員)  
一月七日、肝臓病のため遷化。七十一歳。天台宗滋賀教区宗務所長を経て、宗

務行財務部長を務めていた。

伊東 堅純師（全仏国際専門委員）

十二月二十九日、肝臓病のため遷化。

五十九歳。真言宗豊山派の宗会議員、遠忌事務局長などを歴任。大正大総務部長や日韓仏教交流にも貢献。特に全仏では九年前にわたって庶務、文化、国際の各部長を歴任したあと、国際専門委員として活躍されていた。

梶浦 逸外師（全仏元副会長）

二月十日、急性心不全のため遷化。八十四歳。花園大学長、正眼寺僧堂を経て臨済宗妙心寺派管長。この間に全仏の副会長も務められた。また、国際臨済文化交流協会会長、日華仏教文化交流協会会長など禪を世界に広めるため活躍された。

事務総局録事（一月・二月）

（一月）

八日 局内会議

十四日 局内会議

ルンビニ準備委員会

埼玉県仏新年会出席

十六日 同和特別委員会

十七日 同和集会参加

十九日 糾弾会

二十三日 自民党大会出席

二十六日 全日仏婦修正会出席

二十八日 全仏センター設立準備委員会

三十日 文化専門委員会

（二月）

二日 局内会議

全仏センター準備委員会

五日 同和特別委員会

六日 宗務総長会

理事会、評議員会

全仏新年懇親会

九日 同和拡大実行委員会出席

十三日 ルンビニ視察出発

十九日 局内会議

二十一日 仏英研スピーチコンテスト

＝表紙の写真＝

火渡り祭（高尾山薬王院）

高尾山春山開きの「火渡り祭」は、大本山高尾山薬王院貫首、大僧正成満、大先達山本秀順、大導師の下、一山の浄侶山伏総出仕で、関東一円の有縁御信徒から寄せられた息災延命、身上一切安全祈願の「なで木札」三十万本が、

修験道の秘法「柴燈大護摩供」の法火に焚き上げられる。

やがて大火災は「火伏せの秘法」によって鎮められ、浄火の中に「火生三昧・火渡り修行」が行なわれる。修験道山伏を先頭に一万を越える御信徒が参加修行、御本尊飯縄大権現様御加護の下、無病息災の御利益に浴せられるのであります。

本年は三月八日（日）午後一時より行なわれます。

発行人 日野照正  
編集人 安本利正

発行所 財団法人 全日本仏教会

東京都港区芝公園四一七十三  
電話（三）四三七七（九）二七五

新しい時代にマッチした必需品

折疊式焼香台

御用途

- 本堂焼香
- 屋外供養
- 墓前供養
- 説教機
- 前卓など

広範囲な用途でご利用になれ、重さ四キロ折りたたんで片手で持ち運べます。スペースをとらず車にも簡単に積めます。材質もカバザクラを使用し、心をこめて作りあげたものです。

色は、黒色・溜色・朱色

使用時・高サ75cm×間口60cm×奥行40cm  
収納時・タテ85cm×幅60cm×厚サ8cm



2台で1セット

Aタイプ ¥55,000  
(写真参照ハト返し有り)  
Bタイプ ¥50,000  
(ハト返しなし)

申し込み、資料請求はハガキにて

株式会社 サヤック・インターナショナル・ジャパン

〒一八三 東京都府中市浅間町四ノ三